

業務及び財産の状況に関する説明書類

第16期 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

令和7年7月30日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 イースト・サン監査法人

所在地 岡山市北区西古松1丁目27番25号

代表者 波戸 葵

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

財務書類の監査又は証明の業務を行うことを目的とし、平成22年3月に設立した。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1)業務概要

監査証明業務の提供にあたり、金融商品取引法監査、期中レビュー及び内部統制監査、会社法監査、私立学校振興助成法監査、労働組合法監査、社会福祉法監査、医療法監査、農業信用保証保険法監査等の法定監査及び任意監査を実施している。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3)監査証明業務の状況

令和7年5月31日現在

| 種別 | 被監査会社等の数 | |
|-----------|----------|---------|
| | 総数 | 内大会社等の数 |
| 金商法・会社法監査 | 1社 | 1社 |
| 金商法監査 | 0社 | |
| 会社法監査 | 9社 | |
| 学校法人監査 | 9社 | |
| 労働組合監査 | 4社 | |
| その他の法定監査 | 4社 | |
| その他の任意監査 | 6社 | |
| 計 | 33社 | 1社 |

(4)非監査証明業務の状況

該当事項なし。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、監査の品質を確保することを最優先事項として、地域経済の発展に貢献することを基本方針としている。

経営管理に関する措置

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」並びに監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠した品質管理規程を策定しており、当該規程に定める監査の品質管理に関する方針と手続を遵守することにより、業務が適正に執行されることを確保している。

また、重要事項は社員総会で検討し、決定している。

法令遵守に関する措置

当監査法人では、インサイダー研修やその他倫理等の研修を通して、法令遵守を周知している。

その他

特記すべき事項なし。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、当監査法人及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理に関する規程を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則の基本原則に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動について、監査業務のすべての局面を通じて職業倫理を遵守するための方針及び手続を定めている。

当監査法人は、当監査法人及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規程を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めている。すなわち、毎年一定の時点及び必要となる時点において、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めるとともに、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適切なセーフガードを講じるものとしている。

業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定めている。

当監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等を検討する。

監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討する。

上記、検討過程及び結果を文書化する。特に問題点が識別されたにもかかわらず、監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなければならない。

業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、業務執行社員及び審査担当者を社員総会で選任している。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人は、社員の報酬を社員総会で決定している。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人では、品質管理担当責任者が監査実施者が履修すべき研修を策定し、履修状況を確認している。

ウ. その他

特記すべき事項なし

業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めてい

る。

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当監査法人内外において、十分な人材等を確保すること

専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること

専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定めている。

専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うため、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めている。当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、業務執行社員は、審査が完了する前に監査報告書に署名してはならないものとしている。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

・正の監査調書は、全てPDFファイルにして、CD-R(DVD-R)に保存することとしている。

・監査報告書発行日後概ね60日以内に、監査調書をPDFファイルにする。

(PDFファイルの日付が監査報告書日後概ね60日以内の日付となるように運用する。

監査調書そのものの作成日付は、監査調書そのものに記載されている。)

・CD-R(DVD-R)に保存されたデータを正の監査調書ファイルとし、CD-R(DVD-R)は鍵付きキャビネットで保管するため、監査チームが正の監査調書にアクセスできない状況を確認している。

・紙ベースで作成された監査調書もPDFデータにして保存し、PDF化後に残る紙ベースの監査調書は入手資料扱いとして一定期間は保存する(正の監査調書ではない)。

オ. その他

特記すべき事項なし

業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理規程及び監査マニュアルにおいて監査チーム内におけるコミュニケーション、関与先に対し職業的専門家としての会計及び監査関連業務を現在又は過去に提供している者、監査役等とのコミュニケーションの方針及び手続を定めており、当該方針及び手続を遵守している。

また、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているとの結論に達していない場合、迅速かつ適切な措置を講じ、コミュニケーションすることが適切と考えられる外部の関係者に伝達することとしている。

さらに、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保に努めている。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、品質管理規程及び監査マニュアルにおいて前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎの方針及び手続を定めており、当該方針及び手続を遵守している。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、社員総会において品質管理規程及び監査マニュアルを策定し、品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスに関する責任者を社員総会において選任することとしている。

品質管理システムの整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスに関する責任者

は、品質管理システムに関する最高責任者へ実施したモニタリング活動の内容及び結果を報告することとしている。

品質管理システムに関する最高責任者は、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムを評価することとしている。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質管理システムの整備及び運用について、品質管理規程においてモニタリング及び改善プロセスを定め、実施することとしている。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスに関する責任者は、モニタリングを実施し、不備が発見された場合、当該不備に対処するための是正措置を講じることとしている。

- (3)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当事項があれば社員総会で対処することとしている。また、日常的監視により該当事項の有無について確認し、定期的な検証により個々の監査業務の監視を行っている。

- (4)直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

令和5年9月(品質管理レビュー)

- (5)業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることについて、品質管理システムに関する最高責任者が確認している。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人である者に限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

- (1)当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項なし。

- (2)当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし。

- (3)当該業務上の提携の内容

該当事項なし。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

- (1)当該業務上の提携を行う外国監査事務所の商号又は名称

該当事項なし。

- (2)当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし。

- (3)当該業務上の提携の内容

該当事項なし。

- (4)共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって

構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計 |
|-------|------|----|
| 5人 | 0人 | 5人 |

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的 | 合議体の構成 | | |
|--------|----------------|--------|------|----|
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 |
| 社員総会 | 重要な事項についての審議決定 | 5人 | 0人 | 5人 |

三. 事務所の概況

| 名称 | 所在地 | 当該事務所に勤務する者の数 | | | |
|--------------------|--------------------------|---------------|------|----|-------------------|
| | | 社員 | | | 公認会計士である 使用人の数 |
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 | |
| (主)イースト・サン 監査法人 | 岡山県岡山市北区西古松 1丁目27番25号 | 5人 | 0人 | 5人 | 3人 (3人) |
| (従) | | | | | |
| | | | | | |

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

| | 第15年度 | 第16年度 |
|---------|------------------------------|------------------------------|
| | 令和 5年 6月 1日 ~ 令和 6年 5月31日 | 令和 6年 6月 1日 ~ 令和 7年 5月31日 |
| 売上高 | | |
| 監査証明業務 | 110,807 | 118,757 |
| 非監査証明業務 | 0 | 0 |
| 合計 | 110,807 | 118,757 |

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付しない。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、添付しない。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

株式会社 天満屋ストア